



Title	北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書
Citation	1-183 (2013). 北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書. 北海道大学
Issue Date	2013-03-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/82908
Rights	本報告書の著作権は北海道大学にあります
Type	report
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	hokkaidoU_report_201303_Part4.pdf (Part4)



[Instructions for use](#)

③伊藤昌一先生にもお聞きになったらどうか。

④現在、医学部にある標本、資料（未整理分を含む）の管理状況を把握されたい²³⁵⁾。

①は事務局庶務部の意向、②の前半は学長の間に対する庶務部の回答、②の後半と③④は学長が呈した疑問あるいは指示と考えられる。

事務局庶務部から医学部事務部への伝達事項記録「アイヌ人骨発掘について 55.12.23」には次のようにあった。

①アイヌ民族の人骨発掘についてももう少し詳しく調べてもらいたい。

②明治始めの頃のイギリス人の盗掘（13体）について問題になっているので心配

③個人の墓を発掘してはいないか、個人名が分るような墓を発掘していないかどうか

④墓標があったが誰れのものか分らなかったということの事実関係

⑤伊藤昌一先生は発掘活動を共にしたかどうか

もし一緒にしていたら聞いて頂きたい²³⁶⁾

「アイヌ人骨発掘について 55.12.23」は、学長・事務局庶務部は、海馬沢書簡に対応するため必要なアイヌ人骨収蔵経緯の把握という点で、医学部の調査を不備と判断したことを示している。

1 - 2. 1980年12月12日付海馬沢博書簡

1980年12月23日に、北海道大学長宛1980年12月12日付海馬沢博書簡が届いた。その概略は、①1980年11月27日付海馬沢書簡に対する未回答への抗議、②「年明け早々に面接回答を受けに」大学へ出向く、③文書による回答、④口頭の場合には録音する、⑤面接拒否の場合はマスコミに公開して世論に訴える、というものである²³⁷⁾。

北海道大学は、海馬沢博宛に学長名で1980年12月25日付書簡²³⁸⁾を發した。

拝 復

本年11月27日付けおよび12月12日付け貴信、拝見いたしました。

ご指摘のありました点につきましては、故 児玉元教授の専門的研究領域に係る学問上の問題でありまして小職の職責上、必ずしも全ての点について掌握できる性質のものではありませんが、事柄の重要性につきましては、十分認識しているところであります。

したがいまして、11月27日付け貴信を拝見して、ただちに当時の状況を知る関係者からの事情聴取等の調査を開始しておりますが、何分当事者である児玉元教授が故人となられたという事情もあり調査の結果が出るまで今暫らく時日を要すると思われま。

つきましては、上記事情について、ご理解いただけるようお願いするとともに現時点における本学の状況についてとりあえずお知らせするものであります。

なお、現在児玉家が所蔵している民族資料は、故 児玉元教授が私費によつて購入した物であると聞き及んでおりますので、大学の管理下にある物品ではないことを申し添えます。

敬 具

解剖学第一講座松野正彦教授は1977年に死去し、解剖学第二講座教授であった児玉作左衛門は1959

年に定年退官し、名誉教授となったが1969年に死去した。児玉作左衛門退官後に解剖学第二講座教授に就いた伊藤昌一は1971年に定年退官していた。その後は、医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座に、アイヌ人骨を資料として研究する研究者は在籍していない。また、医学部事務部には、アイヌ人骨の発掘・収蔵経緯を記した文書はなく、発掘人骨台帳や人骨保管管理簿といった類の台帳は所在しておらず、アイヌ人骨は各講座でただ嚴重に保管してあるのみであったから、海馬沢書簡にただちに応ずることは難しかったと考えられる。

「関係者からの事情聴取等の調査」の全容は不詳だが、以下にかかげる「56.1.26〔事務局庶務部〕庶務課から調査依頼事項」と題したメモランダムからは、北海道大学がどう対応しようとしたのかを窺うことができる。

- ①北海道庁社事兵事課に対する手続き関係及びその記録 (O. K)
- ②副葬品の数量と所在(発掘時に収集されたもの)
- ③遺骨の氏名の確認が出来るものが何体あるか
- ④九大平光教授の研究対象となった屍体数体の関係
平光先生は生存されているか、九大に寄贈された軟部の屍体入手方法(病理解剖によるものか、献体なのか)
- ⑤血液採集の件、アメリカ人等と一緒にいったもの1件なのか、その他に行っていないか、大学の係り方はどうなっているか
- ⑥北方文化研究施設大場〔利夫〕元教授からの事情聴取
発掘時に収集した副葬品等が北方文化研究施設等に移されていないか
- ⑦解剖学教室研究報告の取りまとめ (O. K)²³⁹⁾

「(O. K)」は、医学部は「すぐ対応」と応じたことを、後日加筆したものと考えられる。

医学部は、「56.1.26 庶務課から調査依頼事項」にもとづく調査をただちに開始した。

作成時の記載がない、欄外に「児玉教授」とあるメモランダムは、解剖学第二講座教授児玉讓次からの聴取調査の記録である。〈 〉は担当者が付した疑問である。

- ①医学部に保存されているアイヌ関係資料内容及び点数
頭蓋骨 約400点
人 骨 約1,000点(未整理)
その他(刀、土器、石器等) 点数不明
- ②人骨については預るといふ形式をとっており、しかるべき所から請求があれば返却の用意あり。〈国の財産になっているか〉
- ③勝手にアイヌ民族の墓を掘り云々の件
遺跡として役場の許可を得て発掘している。〈公文書はあるか〉
- ④人骨を売却している云々の件
事実なし。
- ⑤海外に譲渡している云々の件
オーストラリア原民のものとの交換したことが1件あり。
- ⑥血液採集の件
アメリカの雑誌に発表されているので、公開とみなしてよい。

- ⑦そのほか、児玉名誉教授が個人として私財を投じて収集したものがあるが、北大と関係ない。これらの物は函館市に寄贈される予定になっている²⁴⁰⁾。

次に掲げるタイトル・作成時・作成者の記載がないメモランダム①～④は、解剖学第二講座教授児玉譲次からの聴取記録である。先の児玉譲次からの聴取が、「56.1.26 庶務課から調査依頼事項」に十分には対応していないこと、また「①医学部に保存されているアイヌ関係資料内容及び点数」が曖昧であったために、再度聴取を行う必要があったのである。なお、⑤は児玉作左衛門のもとで医学部助手・講師を務め、1966年には文学部教授となり、1976年に定年退官していた大場利夫からの聴取記録である。以下にその概略を示す。

- ①副葬品の数量と所在（発掘時に収集されたもの）

別紙のとおり

- ②遺骨の氏名の確認が出来るものが何体あるか

「落部13体事件」のもの13体中12体（ただし、遺骨と名前は一致できない）

日高酋長ペンリュウ、樺太酋長バフンケ

合計14体

- ③九大平光教授の研究対象となった屍体数体について

平光教授が九大へ赴任される際、同教授が解剖途中のもの5体を九大へ運んだ。この屍体は、遺族の承諾を得た献体である。

〈内臓のみ〉

- ④大学で行ったという血液採取の関係

実際に血液採取を行ったのは、オーストラリアメルボルンコモンウェルス血清研究所の研究者で、北大は協力したにすぎない。血液採取もこの1回限りである。

- ⑤北方文化研究施設大場元教授からの事情聴取

医学部から北方文化研究施設へ運んだものの中には、アイヌ関係の資料は全くない。大場元教授は考古学が専門なので、アイヌ関係の研究は行っていない。現在、北方文化研究施設にあるアイヌ資料は依頼して作らせたもので、収集したものではない²⁴¹⁾。

伊藤昌一名誉教授からの聴取記録を以下に掲げる。作成時・作成者の記載はない。〈 〉は作成者が伊藤昌一から聴取った内容の補足、疑問、さらに調査すべきと考えた課題を、欄外または行間に書込んだものである。

- ①〔児玉教授は法の手続きを経ないで、勝手にアイヌ民族の墓を掘り起し……〕について

明治以降の共同墓地として定められた墓そのものの発掘は行っていない。個人の所有地である牧場とか、洪水により崩れた所とか、道路工事現場等から人骨が発見された時がきっかけとなり、発掘調査が行なわれるというケースが殆どである。その場合、当時の北海道庁社寺兵事課に発掘申請をし、許可を受けてから発掘調査をし、かつ発掘された人骨、副葬品については、その数量を社寺兵事課に報告し、併せて保管願を提出し、大学に持ち帰るという一連の手続きを経ている。

（証拠書類は保存されていない）

なお、発掘終了後は、必ず墓標を立てて、アイヌ部落の関係者、町役場関係者らを招き、

丁重に供養している。

〈すべての発掘が①で述べているような手続が行なわれているとは断言できない〉〈課の推移、文書の保存〉

②〔現在、その人骨を売却している風聞もあり……〕について

その事実は全くない。

③〔墓地の遺族から1人1人名前がついている筈であるから……〕について

①で説明したような状況なので、殆んど名前は分らない。

〈13体以外に分るものがあるのか 樺太酋長バフンケ／北海道の酋長→遺族の寄贈〉

④〔墓を発掘した時、埋葬品を一緒に持ち去った……〕について

①で説明したとおり、社寺兵事課に報告し、保管願を提出し保管している。

⑤〔海外に譲渡したものがある……〕について

不明である。(…オーストラリア原住民のものとの学術資料としての交換の事実については伊藤名誉教授は記憶にない)

(参考質問)

①医学部50年史に記されている平光教授が九大に転任する際、アイヌの屍体を携行した事実について

人骨ではなく、筋肉とか内臓等軟部のみの数体分である。

〈遺体の入手方法—遺体の提供／一般の病人のものから〉

②血液採集のことについて

当時、アイヌ人の血液型が不明であったので、アメリカ人学者2名らと共同で、アイヌ人に特定し、酋長の同意を得て有償で採血した。

〈学校で血液採集を行ったり一般住民の採血を併せて行ったか〉

③その他

発掘年月日、場所、数量、関係論文リストは別紙のとおり。

〈頭がい台帳／発掘台帳 不明になっている〉

〈児玉教授調べの副葬品→何点／現存しているか／副葬品のリストアップ／記録と現存の差／大場教授関係の調べを聞く²⁴²⁾

「別紙」の「発掘年月日、場所、数量、関係論文リスト」とは、児玉譲次が作成した『北海道帝国大学医学部解剖学研究報告』・『北方文化研究報告』・『北大解剖研究報告』中のアイヌ関連論文の「リスト」、「アイヌ副葬品」、「アイヌ民族人骨発掘・研究・保存等に関する一覧」²⁴³⁾である。

「アイヌ副葬品」は、地域（八雲・落部・長万部・浦幌）毎に、刀剣・タシロ・マレップ・銛等14種類765点を一覧表に整理してある。発掘地は漠然とした記載にとどまっている。「アイヌ副葬品」は、先述した「アイヌ民族標本」が概括に過ぎなかったため、追加調査した結果である。

「アイヌ民族人骨発掘・研究・保存等に関する一覧」は、地域（八雲・浦幌・落部・森・長万部・北見・樺太・千島・静内・その他）毎に、発掘年月日・体数・埋葬年代・発掘責任者・関係当局との手続・慰霊祭・保存状況・研究成果（論文等）・その他参考事項を一覧表に整理してある。発掘年月日・埋葬年代・発掘地は漠然とした記載にとどまっている。アイヌ人骨「体数」は地域毎の発掘数をあげたうえで総数726体としてある。「関係当局との手続」・「慰霊祭」は、全地域で「行なっている」とある。

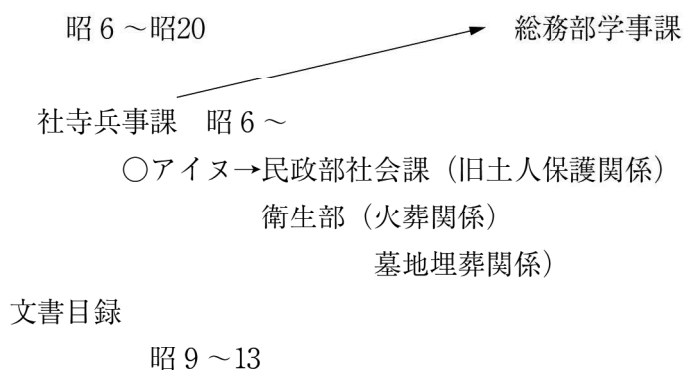
「頭がい台帳／発掘台帳 不明になっている」との記載は、「アイヌ民族人骨発掘・研究・保存

等に関する一覧」を踏まえた聴取者が、頭蓋骨台帳あるいは発掘台帳の存在を問い、伊藤昌一は「不明」と答えたことを意味している。

「5 血液採集の件」にかかわる論文の複写も用意された²⁴⁴⁾。

そして、上記伊藤昌一からの聴取記録の最も重要な点は、「明治以降の共同墓地として定められた墓」の発掘は行っておらず、発掘はその都度北海道庁社寺兵事課の許可を得て行い、発掘人骨数・副葬品数を兵事課に報告し、保管願を提出したと、「児玉作左衛門は法の手続きを経ないで」アイヌ墓地を発掘したという海馬沢博の指弾を明確に否定したことである。

1981年1月30日、医学部は、「56. 1. 26 庶務課から調査依頼事項」中の「北海道庁社寺兵事課に対する手続関係及びその記録」を求めて、北海道庁総務部行政資料課に問い合わせ、以下のメモランダムを作成した²⁴⁵⁾。



北海道庁に問合わせた結果、判明したのは担当部署の変遷のみで、医学部からの申請書・報告書は保管されていなかったことを示していた。

北海道大学と医学部は、上記調査を踏まえていながら、海馬沢博へ対応しなかった。

1 - 3. 1981年12月21日付海馬沢博書簡

1981年12月24日、以下のような批判・要望を述べた北海道大学学長宛1981年12月21日付海馬沢博書簡²⁴⁶⁾が届いた。

- ①児玉作左衛門が盗掘して持ち去った人骨・副葬品の保管状況の提示
- ②アイヌ人骨・副葬品の研究目的
- ③研究終了後遺族に約束どおりに返還しなかった理由
- ④合同慰霊祭の実施
- ⑤副葬品は児玉作左衛門の個人所有か
- ⑥大学の責任
- ⑦人骨保管状況の視察

さらに、北海道大学学長宛1982年1月10日付海馬沢博書簡²⁴⁷⁾が届いた。1979年の父の遺言によれば、児玉作左衛門に預けた祖父母・曾祖母・伯父の遺骨は返還されていないので、1月中に返還するよう求めるとの趣旨である。

これらに対して、北海道大学は学長名で1982年1月21日付返信を發した²⁴⁸⁾。

拝 復

昨年12月21日付け並びに本年1月10日付け貴信、拝見いたしました。

ご指摘の諸点は、前学長からもすでに申し上げているとおり、故児玉教授の専門的研究領域に係る問題であり、研究者個々の自由な発想と創造的な研究活動を保障することにより学術の向上を図ろうとする大学（旧制・新制を問わず）においては、学長といえども個々の研究者の研究内容には関与できない面があることをご認識賜るようお願いいたします。

もとより、学長が大学の代表者であることは言うまでもありませんが、お申し越しの諸点に関しては、実際に故児玉教授が所属し研究に従事した医学部において事実関係の調査を行い、医学部長からご回答をさし上げるのが適当と思われ、医学部長と協議の上そのように取り計らうことにいたしておりますので、ご了承くださるようお願いいたします。

医学部内における調査はすでに前学長時代から着手されていますが、故児玉教授が研究に従事した期間はかなり古く、学部内においても当時の状況を知る者がほとんどいないなどという事情で調査に時日を要しているとのことであります。

調査の結果について、おつて医学部長からご連絡いたしますのでよろしくをお願いいたします。

敬具

そして、医学部は、1982年2月3日付で海馬沢博に以下のように返信した²⁴⁹⁾。

貴殿から照会のありました諸点につきまして、本学学長より小職あて調査の要請がありました。

つきましては、ご指摘のありました人体骨発掘に関する一連の事項について、当時の関係者から事情を聴取し、また、記録関係を詳細に調査いたしましたが、特段に非違な点は認められませんでした。

故児玉教授は、広く医学的、人類学的な総合的研究の立場から道内各地において当時の関係官庁及び各地の関係者と協議の上、適正な方法で人体骨の発掘を行い丁寧な慰霊祭等を実施したと聞き及んでおります。勿論当時同教授が学術研究のために本学部に持ち帰りました人体骨については、全て台帳に記載し現在厳重に管理しており、貴重な標本として本学はもとより我が国の学術研究進展のため十分に役立たせていただいております。

また、故海馬沢シケトンバ殿他3名の方々の件に関しまして詳細に調査いたしましたが、お申し越しの方々のご遺体に該当する記録は、ございませんでした。従いましてご遺体返還については、貴意に沿い得ないことをご理解いただきたいと思います。

なお、いわゆる児玉コレクションと称せられるものについては、本学部の管理下にある物品ではないことを申し添えます。

医学部長は、アイヌ人骨発掘経緯に「特段に非違な点」はないと述べたのである。

1 - 4. 1982年2月8日付海馬沢博書簡

1982年2月12日、医学部長の返信に対する2月8日付海馬沢博書簡²⁵⁰⁾が医学部長に届いた。以下の

ような11項目の「疑問点」を示したうえで、面談を要求した。

- ①アイヌ民族の墓掘と原人骨の発掘と同列に取扱うのか。
- ②事情聴取した関係者の職氏名と聴取内容を明らかにせよ。
- ③調査した記録の写しと調査内容を示せ。
- ④非違とは何を意味するのか、判定の物差は何か明らかにせよ。
- ⑤当時の関係官庁及び各地の関係者との協議の内容を明らかにせよ。
- ⑥適正な方法で行った人体骨発掘とは何か、慰霊祭はアイヌ式か和人式か明らかにせよ。
- ⑦人骨台帳の写しを送付せよ。
- ⑧標本とは何か、現在の状況を詳細に説明せよ。
- ⑨故児玉教授の研究結果を報告せよ。
- ⑩国内の関係大学、海外に流出したアイヌ人骨を明らかにせよ。
- ⑪持ち去った副葬品の行方について調査報告せよ。

あわせて、1982年1月10日付海馬沢博書簡にあった、彼の祖父母・曾祖母・伯父の遺骨を児玉作左衛門に預けたというのは、亡父の記憶の誤りであり、「一連の問題からはずして頂きたい」と、返還要求を取り下げた²⁵¹⁾。

これらの批判・要望に対する医学部の検討が「海馬沢氏よりの疑問点（57.2.8手紙より）」²⁵²⁾である。海馬沢書簡の11項目の設問は番号に代えた。

- ①人体骨発掘は広く医学的、人類学的な総合的研究であり、いかなる研究であっても差別するような取扱いが行っていない。又墓掘は行っておらず、墳墓遺跡の発掘である。
- ②故児玉教授と研究を共にした関係者からの事情聴取である。関係者の職氏名、聴取内容は学術研究上の目的以外には公表すべきものでないとする。
- ③記録関係は学術研究用のものであり、それ以外の目的に公表すべきものでないとする。
- ④本学部において十分に調査した結果を踏まえ、お答えしたものであり、あらゆる面から研究活動に違法な点がなかったと確信している。
- ⑤道庁、警察、その他土地（含道路）所有者等と協議したもので、何れの場合も適正な手続きを経ているものである。従って内容、関係者等については公表することは差し控えたい。
- ⑥当時、現地において当該関係者とイチャラパン（祖先崇拜の式）をして供養し、又、本学においても、当時の部族長等を招待して慰霊祭（和人式）を当該年ごとに実施していた。
- ⑦記録関係は学術研究用のものであり、それ以外の目的に公表すべきものでないとする。
- ⑧標本とは、学術研究用（人類学）の資料であり、人体解剖学の教材にはしていない。標本は厳重に本学部に保管してある。
- ⑨人類学の研究に収集したものであり、現在、あるいは将来に向けて多くの研究者に活用されるもので、研究は継続的なものである。また、研究結果は研究論文として公表されている。
- ⑩発掘した人体骨を他大学、及び国外に持出した事実はない。
- ⑪人体骨と同時に発掘して本学に持ち帰った副葬品（文化人類学の研究資料）は、本学部に厳重に保管してある。

上記検討を踏まえて、医学部は1982年3月1日付書簡を海馬沢博宛に送付した²⁵³⁾。

拜復 2月8日付け貴信を拝見いたしました。

ご照会の「調査要請」の件に関しましては、すでに今村前学長から本学部あて調査の要請があり、本学部として調査を継続してきたものであります。

今般、貴殿よりいくつかの事項につき疑問とする点が挙げられておりますが、去る2月3日付けの小職からのご返事は、本学部として十分に調査した結果、故兒玉教授の研究活動に違法な点はなかつたとの結論にいたりましたので、その旨ご回答申上げたものであります。

また、人体骨は学術研究用としての貴重な標本であり、台帳も整備されておりますが、いずれも学術研究上の目的以外には公表すべきでないと考えております。

大学の使命等について、すでに有江学長から過日ご説明申し上げているところでありますが、故兒玉教授の研究活動も、医学の研究を通じて人類の福祉に貢献しようとする学究としての活動に外ならなかつたと小職は確信しております。

これに対し、海馬沢博は1982年3月5日付書簡で、①調査内容の提供、②アイヌ人骨のコタン毎への返還、③日時を指定して面談・「遺骨」保存状況調査などを要求した²⁵⁴。医学部長は、3月23日付で「大学の立場等についてもすでに再々お答えしており、ご来訪いただきましても新たに申し上げることはございません」と、面談を断った²⁵⁵。

1-5. 海馬沢博の来学（1982年4月8日）

しかし、海馬沢博は1982年4月8日に来学し、医学部は事務長以下3人が対応した。以下に医学部と海馬沢博との面談記録の概略を示す²⁵⁶。（ ）は、医学部の応答である。

- ①人体骨の保管状況を見せて欲しい。（学術研究用以外には公開はしていない。）
- ②人体骨をコタン（地区）に返還して欲しい。（現在も研究が継続中につき返還することはできない。）
- ③アイヌ式慰霊祭を実施して欲しい。（学部長と相談してみる。）
- ④海馬沢が慰霊祭を準備するが、場所は北大としたい。（学部長と相談して決めたい。）

その後届いた、アイヌ人骨保管状況の確認、アイヌ式慰霊祭実施を要求する1982年4月10日付医学部事務長宛海馬沢博書簡に医学部は応答しなかった²⁵⁷。海馬沢博は5月21日付医学部事務長宛書簡で、回答を要求し、誠意がなければ「公開してどちらに非があるか明確にする」と述べた²⁵⁸。

医学部は、1982年6月2日付海馬沢博宛事務長名で、①人体骨は学術研究目的以外は非公開であり、保管状況の写真も提供しない、②献体数は減少し、提供者は非公開を望む傾向にある、③国立学校は宗教活動を禁じられおり、慰霊祭実施は困難と回答した²⁵⁹。

海馬沢博は、医学部事務長宛1982年6月15日（消印）書簡で、「一般人の献体」と同一視していることを批判し、①アイヌ人骨保管状況確認、②発掘地（返還先）の提示、③慰霊祭実施を要求した²⁶⁰。

10通におよぶ「海馬沢書簡」における批判と要求を要約すれば、①兒玉作左衛門のアイヌ人骨・副葬品発掘は盗掘である、②アイヌ人骨の返還、③保管状況の確認、④北大内におけるアイヌ式慰霊祭実施となる。一方、医学部は盗掘を否定し、要求すべてを拒否した。

2. 北海道ウタリ協会の申し入れと北海道大学医学部の対応

2-1. 北海道ウタリ協会の申し入れ（1982年6月9日）

1982年6月9日、北海道ウタリ協会（以下、ウタリ協会と略記する場合がある）副理事長貝沢正、同常務理事・事務局長葛野守市、同農林水産部会・理事椎久忠市は、「北海道大学におけるアイヌに係わる問題について」²⁶¹⁾を北海道大学に持参した。

北ウ第25号

昭和57年6月8日

北海道大学

学長 有江幹男殿

社団法人北海道ウタリ協会

理事長 野村義一

北海道大学におけるアイヌに係わる問題について

北海道におきます、ウタリ福祉対策の推進につきましては、深いご理解とご協力を賜わっております。

ところで貴大学とアイヌは過去の長い歴史の過程において種々関係があったり、あるいは起り得べくして起り得てそして今日を迎えているものと思われませんが、この経過中における次の諸点について、貴大学の適切な措置方、とりあえずお願い申し上げます。

記

相当数のアイヌの人達が貴大学の研究の対象となっていると思われませんが、この内医学部系の人体研究の対象者に対して

1. 北海道大学自身で、これ等犠牲者の供養に誠意ある一連の措置を将来にわたってもとられたいこと。
2. 遺族の判明する霊と一定地域からまとめて集められた霊骨についても遺族である個人か、あるいは地域が希望する場合は、これを返却する措置をとられたいこと。

事務局庶務部はウタリ協会の申し入れを医学部に伝え、対応を求めたと考えられる。

ウタリ協会の申入れに対する医学部の対応を取りまとめたのが、「(57.6.10作成)／別紙ウタリ協会理事長よりの文書に対する学部長談」である。

①大学としては毎年供養している。

アイヌ民族に対して別に実施されたいと云うのであれば考える用意はある。但しウタリ協会が全アイヌ民族の窓口となり取りまとめられた形で実施するものである事。

②人体骨は大変貴重なものであり、二度と得難い資料でありますので、是非とも大学で保管させてほしいことを懇願する。理由として、民族資料として世界的にも貴重なものであること、又今後の世界的交流に対しても重要な役割を果す資料であること等々。

しかし、遺族の方々及び地域の方々が返却するよう強い要望があれば返却することも止むを得ないと考える²⁶²⁾。

海馬沢博への対応とは異なって、供養祭実施の用意があり、アイヌ人骨の返還にも応ずるとの趣旨である。末尾には、後筆で「この問題に関する対応は、今後ウタリ協会に限定して対応することが前提条件である」とあり、いわゆる交渉窓口一本化も鮮明にした。

「学部長談」とあるが、医学部がこれをウタリ協会に伝えたり、マスコミから取材を受けた形跡は見当たらない。一方、交渉窓口一本化については、詳述は省くが、海馬沢博の批判に対応を余儀なくされた²⁶³⁾。

ウタリ協会との折衝に備えて、1982年7月13日、医学部長は事務長を伴って、文部省大学局医学教育課長・情報図書館課長と面談した。以下は医学部が記録した文部省両課長の意向である。

①大学における「イチャルパ」(アイヌ式慰霊祭)実施について

宗教的な行事でないとすれば、大学としても実施することは可能であると思う。しかし、大学側が主催するのではなく、ウタリ協会側で主催し、それに大学側が協力する方向であれば一番好ましい。このような行事を大学構内で実施するとなれば、他の民族の人体骨も多数あることから大学として特定民族の行事だけを実施することは難しい。

②人体骨の返還について

人体骨は学術研究用として貴重なものであり、是非とも大学で保管させてほしいことを懇請する。これが難しいとなれば資料館のようなものを建て、アイヌ民族の方々は供養ができ、大学側は学術研究ができ、双方の希望に沿うようにする方法、又、遺族が明らかとなった場合とか、地域が明確になり、ウタリ協会が責任をもつての返還要求があれば、返還せざるを得ない²⁶⁴⁾。

医学部は、「(57.6.10作成)／別紙ウタリ協会理事長よりの文書に対する学部長談」を、文部省との間で確認したのである。

医学部は、文部省の意向を踏まえて、解剖学第一講座教授井上芳郎と第二講座教授児玉譲次にアイヌ人骨保管を「懇請」する談話を用意させた。以下はその記録である。

(今後の研究)

(57.8.16記)

アイヌ民族は起源、発祥地、人種所属、移住経路などについて現在なお不明の点が多い^{マア}の民族といわれており、これらの諸問題の解明の手がかりを得るためにもこれらのアイヌ人骨標本は極めて学術的価値の高いものといえる。

また、骨の異常発生形態その他諸民族との比較研究の立場から未解決の分野が多くあるので今後も研究資料として保存させてほしい。

(井上、児玉両教授談)²⁶⁵⁾

1982年9月4日付『北海道新聞』(朝刊)は、8月31日に北海道大学とウタリ協会との第1回の折衝があったと報じた。同紙によれば、大学からは事務局庶務課長補佐と医学部事務官等、ウタリ協会からは副理事長貝沢正・事務局長葛野守市などが参加し、ウタリ協会はアイヌ人骨返還と慰霊を求めたのに対して、大学は今後も保管したいと述べたという。医学部長の談話には、アイヌ人骨を今後も

保管したいが、「今回の申し入れは真剣に受け止め、なるべく多くの人々が納得する結論が得られるよう話し合う」とあった。一方、ウタリ協会理事長の談話には、返還の約束の有無にかかわらず「遺族や地域の人から返還の申し出があるものは返してほしい」、「申し出がないものは引き続き研究資料として使ってもらってもかまわない……今後、人が代わり時代が変わっても丁寧な扱いがなされるよう、大学ときちんと話し合いをつけたい」とあった。

なお、同記事は1980年12月以降の海馬沢博の動静も、1981年12月21日付海馬沢書簡にもとづいて記しており、海馬沢博への医学部の応答も1982年3月1日付医学部長書簡と6月2日付医学部事務長書簡を引いていた。また、「海馬沢さんと〔医学部〕の間で面談も行われず」と述べているが、先述したとおり、医学部は1982年4月8日（午後2時10分～3時5分）に海馬沢博と面談していた。

2-2. 北海道ウタリ協会の医学部視察（1983年1月24日）

1982年12月17日、北海道大学はウタリ協会と折衝した。以下は医学部事務部作成メモランダム「57.12.17 ウタリ協会との話し合い 15:00～16:00」²⁶⁶⁾の全文である。

①北大医学部が保存している民族の遺骨を一括して納められる施設を国の負担で新設し（学内外を問わない）、そこに永久に保存してほしい。

北大が研究のために今後利用を希望する際は改めて協議したい。

供養等に伴う費用についても考慮してほしい

答：重大な問題であるので即答できぬが、上司に報告し至急検討する。

②現在の状態を、1月早々でも見せてほしい。

（了解済）

この折の合意にもとづき、1983年1月24日、北海道大学はウタリ協会理事長他7人を、医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座収蔵アイヌ人骨の保管場所へ案内した。視察場所を示す資料はないが、すべての保管場所を見せたと考えられるから、視察したのはアイヌ人骨を保管していた以下の4箇所である。

1) 基礎医学実験研究棟3階の「研究室（中枢神経）」（第一解剖学第5研究室）

：解剖学第一講座収蔵アイヌ頭蓋骨・四肢骨・副葬品

2) 基礎医学実験研究棟3階の「骨格計測室」（第二解剖学第4研究室）

：解剖学第二講座収蔵アイヌ頭蓋骨

3) 基礎医学実験研究棟2階の「共通比較解剖研究室」（210室）

：解剖学第二講座収蔵副葬品

4) 基礎医学研究棟2階の「学生実習室」（201室・202室）

：解剖学第一講座・解剖学第二講座収蔵アイヌ四肢骨

視察後に、北海道大学（事務局庶務課長・法規掛長、医学部事務長・事務長補佐・庶務掛長）は、ウタリ協会（理事長他7人）と面談した²⁶⁷⁾。面談記録から理事長の発言を要約する。

①アイヌ式で年1回供養する。

②アイヌ人骨納骨堂を、北大の負担で北大（含平岸霊園）に設置する。

③供養費は北大が基金を設置し、その運用で負担する。

④返還を希望している釧路・旭川地区への返還費用は北大が負担する。

なお、ウタリ協会側参加者から、学長・医学部長の不参、副葬品（「児玉コレクション」と1954年

行幸の際の医学部標本庫写真にある刀) の消息、アイヌ人骨の標本扱い、八雲からの献体遺体取扱い等について批判がなされた。

医学部「ウタリ協会よりの設問 (58. 1. 24 医学部第三会議室にて)」²⁶⁸⁾ から、ウタリ協会の要求事項とその対応を摘記しておく。

① 兎玉コレクションと1954年行幸写真に写っている刀の消息

医学部保管副葬品以外はすべて故兎玉作左衛門の私物であり、写真の刀は兎玉が「自宅より持参し天皇にご覧いただいた」ものである。

② 八雲から献体した2遺体の消息

解剖学実習献体者として取扱い、実習後に火葬し遺骨は平岸霊園納骨堂に納めた。

③ 人体骨研究のために、今後も原型のまま保管することを希望するか

できることなら原型のまま保管されることを希望する。

2-3. アイヌ納骨堂建設にかかわる協議

1983年1月26日、各紙朝刊は「慰霊祭申し入れ」(『北海道新聞』)、「十分な供養」を要求(『読売新聞』)など見出しを掲げて、1月24日のウタリ協会の医学部視察と面談が行われたことを報じた。ウタリ協会理事長は、「祖先の遺骨が石や植物の標本と同じように扱われるのは同胞としてたまらない」(『毎日新聞』)と述べたという。三浦祐晶医学部長は、申し入れは誠意をもって検討し、費用負担は文部省と協議すると説明した(『北海道新聞』)という²⁶⁹⁾。

1983年3月30日、事務局は医学部に対して、1983年1月24日にウタリ協会が要求した納骨堂の設置場所について、①現アイヌ人骨保管室の拡充、②大学内に別棟建設、③学外に建設、という選択肢の検討を求め、医学部事務長は「持ち帰り、学部長と相談の上返事する」と応じた²⁷⁰⁾。

医学部における検討結果を待って、1983年4月18日、事務局庶務・経理・施設各部長、同補佐、医学部事務長・補佐等は対応を協議した。以下は医学部が作成した「事務局との打合せ」メモランダム全文である。

ウタリ協会側と1月24日面談した際に問題提起のあった点につき、医学部側の考えを事務局に説明を行い、それについてデスカッションが行われた。

種々話し合いが行われたが、北大構内以外に土地を求め、建物を建設する計画は、アイヌ人体骨を返すとの前提であれば、アイヌの所有であるものを所蔵するための施設として概算要求することは不可能であるとの結論となった。

しかるに、医学部既存の建物内に設置することは困難であるなら、医学部敷地の空いた部分に設置せざるを得ないのではないかとまとめとなった。

これをもとに、医学部長と協議の結果、それもやむを得ないことなので、4月21日開催の教授会に諮り学部意志決定をすることとなった²⁷¹⁾。

北海道大学と医学部は、4月18日打合せ以前に納骨堂設置概算要求方針を固めていたと考えられる。1983年4月21日医学部教授会には納骨堂設置場所・面積等を示している。

以下は、1983年4月21日医学部教授会議題「アイヌ人体骨標本について」に関する医学部長の説明である。

昭和55年11月北海道民族問題研究会代表海馬沢博なる人物から学長あて北大医学部で戦前から収集したアイヌ人の骨格標本を多数保存しているが、これを遺族に返してほしい、勿論民族資料装飾品等も返してほしいとの要求があった。その後、本学として調査をすることと学長名をもって回答した。その際、装飾品については大学の管理下でないものが多い(故兎玉教授の私物

であるため) ことを付記した。

その後、再三にわたり海馬沢氏より文書による^マ接衝及び面談を重ねたが、人体骨は大学として貴重な研究資料であるため大学で保管させてほしいとの大学側の懇請がきき入れられず、折り合いが付かなかった。その内昭和57年6月北海道ウタリ協会理事長より本学学長宛に「犠牲者に対し、誠意ある供養を将来にわたってとられたい」「遺族である個人か、地域が希望するときは霊骨を返却してほしい」との書簡が届いた。この件に関し数回同協会と話し合いを持ち、本学部としては関係教授と協議の上、遺族等が希望するのであれば返却することもやむを得ないとの結論となり、今後は返却する方向で折衝することとなった。

本年1月24日ウタリ協会理事長外7名が本学部の人体骨保管状況を視察に来校し、その折種々の問題点が提起された。その中心は、アイヌ人体骨の遺族関係者の大多数は先祖を供養したいとの希望が非常に強いことから、アイヌ式(イチャルパ)で供養するため人体骨を1ヶ所に集めた納骨堂のような施設を大学側で設置してほしい、又、年1回供養祭を実施するが、それに要する費用も大学側で全て負担してほしいとの要請があった。この件につき事務局関係者と協議をしたところ、医学部としてどのように受けとめるか、態度をはっきりさせてほしい旨の要請がありました。一例として現在の人体骨を保管している部屋をもう少し改修し整備するような考えはどうか、医学部の敷地内に別棟としての建物を建てる考えはどうか、その他、北大構内以外に土地、建物を確保するような考えはないか等々の話し合いがなされ、医学部としての考え方を求められていることを報告する。

これに基づき、医学部としての考え方につき審議する²⁷²⁾。

上記報告に続けて、医学部長は「学部の考え方」を諮った。以下はその概略である。

①アイヌ人骨保管施設を設置せずとした場合、納得を得られる説明は困難であり、社会的・道義的にマスコミ等が介入し、国会論争にも発展しかねないと危惧される。したがって、誠意をもって対処すべきであろう。

②アイヌ人骨保管施設を設置する場合

医学部既存保管室の改修

- ・供養祭実施スペースがなく、実施すれば他研究室の研究に支障を来す。

学部以外

- ・各部局に将来計画があるので、困難である。
- ・文学部附属北方文化研究施設二風谷分室に要請するとしても、アイヌの地域意識から不可能。
- ・里塚・石狩霊園に土地を確保することは概算要求上不可能。

医学部敷地内

- ・既存施設外に設置。
- ・将来施設建設予定地外に設置。
- ・医学部・病院から離れている土地が適当。

③施設管理

協会が管理を希望しているが、国有財産は大学で管理する。

④国費による供養祭費用負担は不可能だが、具体的内容を把握したうえ今後協議する²⁷³⁾。

教授会議事録には、「諸種の事情を考慮した結果、同資料は医学部に別棟として独立した施設を設置し保管せざるを得ない状況にあり、今後はこの方向で検討を進めて行きたい。設置場所としては、本学部の将来計画構想以外の場所に建物約70m²、土地約100m²位を考えている。この腹積もりで事務

局と折衝し、ウタリ協会と対応したい旨説明旁々諮られ、了承された」とある²⁷⁴⁾。

医学部は、1983年4月21日開催教授会で、医学部敷地内に納骨堂を設置すること、そのための建設費を文部省に概算要求することを決定した。

医学部長は、1983年4月27日、文部省に情報図書館課長を訪ねて、1982年7月13日以降の経緯と、①医学部敷地内に大学が管理するアイヌ人骨保管施設を設置する、②基金運用による供養祭は困難であり、従来どおり医学部が供養祭を行う、との見解を説明した。医学部の記録によれば、文部省情報図書館課長は、施設設置費用は営繕費（1,000万円以下）の範囲と述べている²⁷⁵⁾。

1983年5月9日、北海道大学は医学部長・事務長・事務局庶務課長等がウタリ協会理事長・事務局長等との協議に臨んだ。

医学部は、1983年4月21日教授会決定とその後の文部省折衝結果を踏まえて、①医学部敷地内に医学部が管理するアイヌ人骨保管施設（70m²）を設置する、②アイヌ式供養祭実施に配慮する、③供養祭費用は国費で支出可能な供花・供物代に限定する、④供養祭出席旅費・宿泊費のための基金設置は困難である、と説明した。

ウタリ協会は、①保管施設の構造は協会と協議する、②基金を設置して年間200万円を捻出すること、を要求した。

医学部長は①については了解し、②は「大変難しい問題である旨の附帯付きで再度検討する」と答えた²⁷⁶⁾。

医学部長は、上記協議結果を「アイヌ人体骨標本の保存問題について」として、1983年5月12日の医学部教授会に、①医学部敷地内に建物設置につき了解を得た、②年1回の供養祭費用負担は交渉継続、と報告した²⁷⁷⁾。

1983年5月17日、医学部長・事務長とウタリ協会理事長・事務局長は「非公式」に懇談した。その概略は以下のようであった。

①アイヌ人骨保管施設

医学部：当初3,400万円の建物を考えたが、1,000万円が限度との大学本部・文部省の意向を受けた提案である。

協会：1,000万円で設計したうえで、相談してほしい。不満があれば増額を希望するが、本道出身国会議員による政治的折衝も考える。内部に供養場所を設け、人骨一体毎に箱に収めることとし、屋根はアイヌ式とし、周囲に境界を設ける。

②基金

医学部：国からの支出は不可能であり、私的に何年かけて積み立てるしかなく、当面は1年毎に考えるが、供養費200万円捻出は無理であり、金額は約束できない。

協会：学部長が替わっても安心して供養できるように基金を設置する。1回目に要する費用は120万円になる。

しかし、医学部長は保管施設は先の提案範囲内で設置すると応じ、かつ供養祭の規模の縮小を主張した²⁷⁸⁾。

医学部長は、1983年5月26日の医学部教授会において、医学部敷地内の慰霊堂建設はウタリ協会の了承を得たこと、供養祭基金設置要望については「国から出資することは不可能であり将来基金ができるように努力したい」と今後の交渉とした旨報告した。そのうえで、「1回目だけはウタリ協会側の意見も尊重しなければならない」ので、「医学部全体の問題として、解剖学関係講座を中心に本学部教官有志に対して寄付依頼の方策等を講ぜざるを得ない」と、寄付を要請した²⁷⁹⁾。

1983年5月26日「教授会議事録」は、基金については「明年以降の慰霊祭実施のための費用として

基金を積立ててほしいことの要望があり、これに対しては「国からの出費は不可能であるので、何らかの方法を考えて努力したい」との話し合いがあった」と記録している²⁸⁰⁾。

1983年7月14日、医学部長はウタリ協会に納骨堂建設計画案について、納骨堂の概略図・敷地配置図を示しながら説明し、意見を交換した。医学部からは事務長等が、協会からは理事長・副理事長・事務局長が出席した。以下は医学部長の説明概略である。

- ①案が外部に漏れては困るし、文部省への陳情も差し控えて欲しい。
- ②敷地面積は144㎡、建物は鉄筋コンクリート・平屋、面積は72㎡（納骨堂60㎡、ホール12㎡）とする。周囲の囲いは考慮中である。

ウタリ協会は、以下の諸点を質した。（ ）に医学部の応答を示す。

- ①全人体骨等を収容できるか（できるように設計してある）。
- ②建物方位はアイヌのしきたりがあるので、持ち帰り相談して決めたい（早急に返事が欲しい）。
- ③名称は持ち帰り相談して決めたい。
- ④竣工はいつか（今年中の竣工は難しい。慰霊祭は今年には実施できない）。
- ⑤建物計画（案）の大綱については一応合意した。
- ⑥慰霊祭には100名の出席を予定しているので、敷地が狭い（50㎡拡張するよう検討する）。
- ⑦慰霊費用捻出のための基金設置を要望する。将来的に無理であれば、少なくとも慰霊祭を5～10年間くらいは実施できる保障を要望する。（供花・供物以外の支出は不可能。第1回慰霊祭は寄附を募って実施するが、その後の目途はない。2回目以降は改めて相談する）²⁸¹⁾。

1983年7月14日、北海道大学とウタリ協会は、納骨堂設置について合意に達した。医学部長は、5月17日とは異なって慰霊祭基金については、第1回はともかく、その後は「目途が立っていない」と述べた。

1983年7月18日の医学部との折衝で、ウタリ協会は、ホールについて位置（方位）、炉・窓・遮蔽物（納骨堂東側）の設置、屋根の体裁等の変更を要求し、医学部は7月25日に回答すると約した²⁸²⁾。

1983年7月25日、医学部長・事務長等はウタリ協会副理事長・事務局長と折衝した。医学部は納骨堂修正案を提示した。ウタリ協会は炉の位置の変更、1984年度ウタリ協会総会（5月）前後には納骨堂敷地内で「簡単な慰霊祭」を実施できるように1983年中の納骨堂着工を要望した²⁸³⁾。

上記3回の折衝を受けて、1983年7月29日、医学部事務長等は事務局経理部長・施設部長等と打合せを行った。打合せでは、1983年中の着工は「絶対にこまる」こと、1984年8月下旬竣工を目途とすることを確認した。また、埋蔵文化財調査の必要性和調査日数を確認することとした²⁸⁴⁾。

医学部は、上記事務局との打合せにもとづき、「医学部納骨堂（仮称）建設計画について（58.8.1）」を取りまとめ、①保管施設建設予定地の埋蔵文化財調査を1983年10月中に実施する、②年内着工は不可能である、③1984年8月上旬竣工を目途に、冬期間に設計等の諸準備を進めて5月上旬に着工する、との方針を固めた²⁸⁵⁾。

医学部は、上記方針を確認した直後にウタリ協会に対し、埋蔵文化財調査を実施しなければならないので、1983年中の着工は不可能であり、1984年4月以降に着工し1984年8月上旬までに竣工すると伝えた²⁸⁶⁾。

61頁で述べたように、1983年9月5日、川村三郎（南サハリン地区遺骨収集協議会会長）が来学し、北大医学部収蔵樺太アイヌ人骨91体の返還を求めた。国・北海道の助成を得て江別市に建立予定の慰霊碑において供養したいという趣旨である。その後、医学部はウタリ協会江別支部への返還を決めたが、慰霊施設設置は実現しなかった。ウタリ協会江別支部は、1984年3月1日に「納骨堂を建てることを条件で現地で引き受ける」との意向を表明したが²⁸⁷⁾、北海道大学が江別市に納骨堂を建設す

ることはもとよりかなわず、結局樺太アイヌ人骨をウタリ協会江別支部へ返還するにはいたらなかった。

1983年9月8日、医学部長は教授会に、1983年5月26日教授会以降の事態の推移について、ウタリ協会との合意内容（納骨堂は72m²、敷地は204m²、10月中旬からの埋蔵文化財調査、竣工は1984年8月）を報告した。また第1回供養祭費用は大学が負担するが、捻出方法は検討中であると述べた²⁸⁸。9月8日、医学部教授会はウタリ協会との合意事項を承認した。

1983年9月12日、医学部長・事務長等はウタリ協会理事長・副理事長等らと協議し、ウタリ協会が示した①ポーチ屋根設置、②炉の位置変更と縮小等の納骨堂設計修正要求を受け入れた。ウタリ協会は医学部の対応を了承し、医学部は「これで設計に入らせていただきます」と応じている²⁸⁹。

2-4. 供養祭基金設置にかかわる協議

1983年12月8日付『北海道新聞』（朝刊）は、北大医学部とウタリ協会の「アイヌ人骨資料をめぐる交渉がやっと決着した」が、2回日以降の供養祭費用は「まったく当てがない」と報じた²⁹⁰。同紙は「北大で長い間放置されていた遺骨」とアイヌの談話を報じたが、医学部がアイヌ人骨を資料として厳重に保管していたことは既に述べたとおりである。

医学部長は、12月8日の教授会で上記報道に触れながら、「〔第1回日の〕供養祭に要する費用は約120万円位」と報告し、北海道庁からの協力も得られるが、「各教官の協力」（寄附）を要請した²⁹¹。医学部はウタリ協会に、捻出可能金額を120万円と提示したのであろう。1983年12月14日、医学部はウタリ協会から、各支部の参加者旅費約84万円を中心とする約119万円の支出計画書を受け取っている²⁹²。一方、12月27日、ウタリ協会は、供養祭には約200万円を要することと、「未来永劫にわたって供養できるような方策」を求め、医学部は従来同様に「第1回目の供養祭が終わった時点で改めて相談したい」と述べた²⁹³。

1983年12月19日付『北海道新聞』（朝刊）は、「アイヌ人骨資料問題／北大は収集の内情 調査せよ／納骨堂建立が慰霊ではない／学問の“ごう慢”社会にも責任」と、北海道大学・文部省と「社会の責任」を批判した。児玉作左衛門の「指導の下、教室の総力をあげて取り組まれたアイヌ研究」のための「計画的発掘」であったと述べている。「計画的発掘」が何を意味するのか説明はない。1961年10月に撮影したという北海道新聞社所蔵写真を、「アイヌ人骨に囲まれた故・児玉作左衛門北大名誉教授」とのキャプションを付して載せ、「長くは見つめていられないような写真」と記している。しかし、1961年の写真撮影が児玉作左衛門を指弾する意図でなされたとは考えられない。「長くは見つめていられない」というのも多分に主観的要素を含んでいる。記事には日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会のテーマは「アイヌの医学的研究」とあるが、「アイヌノ医学的民族衛生学的調査研究」が正しい。とはいえ、「北大は収集の内情 調査せよ」との指摘は現在もなお至当である。

「北大は収集の内情 調査せよ」との『北海道新聞』記事の主張に、医学部長は何らかの対応が必要と判断し、1984年1月20日、解剖学第二講座教授児玉讓次を学部長室に呼び、解剖学第二講座による旧アイヌ墓地発掘・アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査を要請した。

児玉讓次が作成したメモランダム「59. 1. 20 金 部長室」²⁹⁴には、以下のようにある。

樺太アイヌ調査 小樽カワムラ氏

旭川アイヌ調査

釧路アイヌ ッ

①すべての発掘の調査 わかるていど

〈発掘者からきくこと〉

②資料整備のための委員会

保存状況

管理 〃

1. 委員会メンバー
2. 調査内容
3. 経費

しかし、「すべての発掘の調査」、「資料整備のための委員会」が具体化することはなかった。

なお、上記『北海道新聞』記事は、1948年度北海道新聞文化賞受賞者・児玉作左衛門を「学問の“ごう慢”」の体现者と描出した最初の新聞記事である²⁹⁵⁾。

その後、さらに準備を重ね、1984年4月25日、医学部長は医学部同窓会役員との打合会に臨み、基金設置の協力を要請した。「[募金を行わなければ]ウタリ協会はもとより報道機関ひいては道内における心ある人達から、どのような非難の声が本学部に寄せられるのか、その点について非常に憂慮している」と、医学部が批判される状況下にあることを強調し、6,000人分の趣意書の印刷費・送料等の「当面の事業資金を同窓会の方から援助していただけないか」と、当座の費用捻出を要請したのである²⁹⁶⁾。

1984年6月7日には、医学部長・事務長が学長・事務局長に、慰霊祭終了後の10月を日途に日標額3,000万円の募金を開始すると説明した²⁹⁷⁾。その後、事務局長が文部省へ説明した²⁹⁸⁾。

2-5. アイヌ納骨堂の建設と供養祭の実施（1984年8月11日）

1984年7月25日、納骨堂は「標本保存庫」として竣工し、7月27日にはウタリ協会がチセノミ（新築儀式）を行った。チセノミにはウタリ協会理事長・理事、静内支部の高田勝利・葛野辰次郎・織田ステノ、旭川支部の川村兼一、北大職員等が参加した²⁹⁹⁾。ウタリ協会立会いの下で7月30日～8月1日に医学部各所からアイヌ人骨を移送し、8月10日に医学部が供養祭を挙行了。ウタリ協会は、8月11日にアイヌ語でイチャルパと呼ぶ供養祭を挙行し、「北海道大学保管のアイヌ人骨イチャルパ実施要綱」、「北海道大学保管のアイヌ人骨イチャルパ次第」、「北海道大学保管のアイヌ人骨イチャルパの開催に至るまでの経過報告」、「北海道大学医学部保管のアイヌ人骨発掘内訳」からなる印刷物「第1回北海道大学保管のアイヌ人骨イチャルパ」を配布した³⁰⁰⁾。

「北海道大学医学部保管のアイヌ人骨イチャルパの開催に至るまでの経過報告」に記載されている13項目から、冒頭のアイヌ人骨発掘収蔵経緯に関する4項目を、以下に摘記する。

- 〔1〕昭和8年日本学術振興会学術部に、「アイヌの医学的研究」を行う目的で第8小委員会が設置される。
- 〔2〕第8小委員会の研究分野のうち解剖学担当の委員として、北海道大学医学部教授山崎春雄と児玉作左衛門の両氏が就任した。
- 〔3〕昭和9年から同13年にかけて、両教授が中心となって、八雲、浦幌、長万部、森、北見、旧樺太及び千島等の各地から、昭和31年には、静内からアイヌ民族人骨の発掘収集が行われた。
- 〔4〕人骨の発掘収集数は、北海道関係822体、旧樺太関係91体、旧千島関係51体の計964体であるが、その他に40の不在葬があり、これら不在葬からは、頭蓋（骨）は収集されていないものの総数では、1004体となる。

この他には、1982年6月8日付北海道大学学長宛申入書、アイヌ人骨返還希望調査、希望する支部への人骨返還、納骨堂建設経緯、納骨堂へのアイヌ人骨移送立会い等を説明し、「今後は残された諸

問題について、関係者とさらに継続協議する」と締めくくった。

当日の発言記録³⁰¹⁾によれば、ウタリ協会理事長は、アイヌ納骨堂建設経緯に触れながら、次のような内容を述べていた。

当初、我々の考え方では、全部の人骨を火葬に付して慰霊をしたいという考え方はございましたけれども、50年前の人骨を提供した皆さんにとっては、アイヌの研究資料として大学に提供しようというお気持ちを考えてくると、我々が火葬に付してそれでいいということでもいけないということから、今後引き続き大学が研究の出来るようにしてあげることが、むしろ人骨を提供した方々の趣旨にも沿うことではないかということで、今回北大のこの構内に特別の納骨堂を設置していただくことに決定をみた訳でございます。

理事長の発言は、アイヌ人骨は貴重な「標本」であるからこそ「標本保存庫」は実現したこと、「遺骨」に固執するなら国費による施設は実現しなかったことを含意してもいた。

以下は、「来賓」である医学部長相沢幹による挨拶の全文である。

ただいま御紹介にあずかりました相沢でございます。本日ここに医学部に貴重な研究材料としてお預かりいたしておりますアイヌ人骨のイチャルパが、北海道ウタリ協会の野村理事長をはじめとする、皆様方の並々な御努力の結果、盛大なうちにも厳かに実施されるに至ったことは、私といたしましても深く喜びとするところでございます。この納骨堂の設置につきましては、本年5月に、建物面積七二平方メートル、敷地面積二〇四平方メートルの工事に着工いたしまして、先月の三十、三十一日の両日〔正しくは7月30日～8月1日〕、ウタリ協会の関係者もお立ち会いのもとに一〇〇四体の御霊を無事、納骨・安置することが出来ました。この納骨堂に安置されました御霊は、わが国人類学研究上、極めて貴重な学術資料として研究され保存されてきたものでございます。換言いたしますと、かけがえのない、学術資産でございます。私どもは科学者として皆責任があると存じております。ここに改めまして、先人アイヌの御精霊に対しまして心より御供養申し上げ御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました³⁰²⁾。

医学部長は、アイヌ人骨発掘・収蔵経緯に一切触れずに、「極めて貴重な学術資料」（標本）であることを強調し、「研究され保存されてきた」と述べた。

このように、ウタリ協会理事長がごく概略的にもせよ発掘・収蔵経緯を述べ、医学部長が何も触れないという構図はその後も変化はない。

なお、第1回イチャルパ席上で配布された「北海道大学医学部保管のアイヌ人骨発掘内訳」³⁰³⁾は、ウタリ協会支部別の内訳数となっている。医学部は、第1回供養祭実施前に、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」をもとに発掘地毎に整理した「アイヌ民族人体骨発掘数一覧」³⁰⁴⁾をウタリ協会に提供し、ウタリ協会はそれをもとに「北海道大学医学部保管のアイヌ人骨発掘内訳」を作成したと考えられる。

ウタリ協会機関紙『先駆者の集い』（第37号、1984年10月15日発行）は、第1回イチャルパの模様と「北海道大学医学部保管のアイヌ人骨発掘内訳」を報じた³⁰⁵⁾。医学部収蔵アイヌ人骨の地域別内訳体数の公表は、医学部自身によるものではなかったのである。

第1回供養祭費用の過半は、児玉作左衛門の最初の教え子である渡辺左武郎を発起人代表に据えた「北大アイヌ納骨堂・慰霊祭募金委員会」が、1984年6月1日から7月10日までの間に、解剖学第一講座・解剖学第二講座在籍者と卒業生から寄附を募って整えた³⁰⁶⁾。

2-6. 供養祭基金の設置（1988年8月4日）

医学部長は、1984年9月13日、教授会において供養祭費用について次のように報告した。

私も建物設置者側の来賓として出席、挨拶申し上げてきましたが、この問題につきましては決

してこれで全て終わったということではなく、今後第2回目以降のイチャルパの問題について話し合いを続けていかなければならず、すでにらいねんどうするというてがみをいただいております、頭の痛い問題ですが、又、いずれ機会が参りましたら教授会においてもご相談しなければならないと考えております³⁰⁷⁾。

上記報告中の「てがみ」は、ウタリ協会が1984年8月23日付で、毎回200万円の経費負担を求めてきたことを指している³⁰⁸⁾。

1985年5月13日、医学部はウタリ協会と折衝した。医学部からは学部長・事務長等、ウタリ協会からは理事長・副理事長等が出席した。医学部の整理によれば、ウタリ協会は以下の諸点を要求した。()は医学部の対応である³⁰⁹⁾。

- ①1985年度イチャルパ費用200万円を医学部が用意する（北海道庁補助を前提に、昨年度より増額、金額は6月末までに回答）。
- ②明年度以降に対応するために医学部が基金を設置する（6月初めに同窓生を中心に基金を設立し募金を開始する）。
- ③人骨返還要求支部への対応（ウタリ協会を窓口とし、ウタリ協会支部責任者立会のもとに地元への送還に全面的に協力する）。
- ④支部におけるイチャルパ費用を医学部が負担する（供花・供物は措置する）。

1985年6月24日、医学部長・事務長等はウタリ協会事務局長に、1985年度供養祭費用について、①医学部は100万円を確保した、②第3回目以降の費用は、医学部と医学部同窓会が設立する基金による、③7月中旬には募金趣意書を発送する、と伝えた³¹⁰⁾。

1984年4月25日に、医学部長が医学同窓会役員会に基金設立を要請してやや時間が経過した1984年11月20日、医学部は医学部同窓会理事会・評議員会合同会議において、アイヌ人骨供養祭基金募金について説明した。1985年3月25日、医学部同窓会総会で理事長が募金の主旨説明と協力依頼を行い、募金方法・基金委員会設立について医学部と同窓会が協議して進めることとした。4月26日開催の理事会・評議員会合同会議は、医学部長による永年供養の必要性と基金委員会設立の主旨説明を受けて、「活発な発言のあった後」実行委員会設立を決定した。5月30日、アイヌ人骨供養祭基金実行委員会が発足した。6月18日開催の臨時評議員会における募金実行委員会の提案は、「種々の意見があった」が、「アイヌ人骨保存のためには、原案の主旨による募金によって、円満に解決する方法がとられることで承認された」のである³¹¹⁾。「活発な発言」、「種々の意見」を知ることはできないが、解剖学第一講座・解剖学第二講座が発掘・収蔵してきたアイヌ人骨供養祭基金設立に、容易に賛同が得られなかったことは想像に難くない。

ともかく1985年5月30日に、アイヌ人骨供養祭基金募金実行委員会は発足し、6月には「アイヌ人骨供養祭基金募金趣意書」³¹²⁾を発送した。

「アイヌ人骨供養祭基金募金趣意書」は、「アイヌ人骨供養祭基金募金実行委員会挨拶」で、アイヌ人骨収蔵経緯を「昭和8年以来、アイヌ人類学の学術研究のためアイヌ人骨を収集し、世界的にも貴重な研究資料として長年保存して参りました」と述べている。次いで、1980年11月に「関係者」から「問題提起」があって以降、1984年7月に納骨堂建立にいたるまでの経緯と、解剖学教室関係者の寄附によって国費負担が不可能な供養祭費用を捻出し、第1回供養祭を実施した事情を説明した。

そして、基金設置の必要性をこう説いたのである。

このような状況のもとで医学部としては、この納骨堂を建立したことにより将来、二度と手に入れることのできない世界的にも極めて貴重な人類学研究上の学術研究資料を保存していくことができたわけでありますが、反面、ここに眠るアイヌ民族の先達の霊の供養をしていかなければ

ならないという重大な責任も生じたわけであります。

そのためには永年供養のための基金を設け、その果実をもって充てることが一番良いということになりました。

実行委員会は、委員長に相沢幹（医学部長）、副委員長に渡辺左武郎（医学部解剖学教室出身者代表）・今村哲二（医学部同窓会理事長）を据え、医学部同窓会から18人、解剖学教室出身者から29人の委員を配した。

趣意書にある「アイヌ人骨供養祭基金募金要項」では、募金目標額は3,000万円、募金対象は個人と法人、募金期間は1985年7月1日～1986年7月31日とし、1口1万円と定めた。供養祭費用は毎年度230万円との見積もりである。

『医学部同窓会新聞』（第62号、1985年9月10日発行）は「アイヌ人骨供養祭基金募金について——なぜ医学部同窓会会員に募金をお願いしなければならないか」と大見出しを掲げて、「北大医学部が保管しているアイヌ人骨」、「アイヌ人骨の人類学研究上の重要性」、「アイヌ人骨返還問題と北大及び北大医学部の対応」、「納骨堂の建立と第一回慰霊祭の挙行」、「永年供養の問題」等の記事をならべた。さらに「アイヌ人骨供養祭基金募金のお願い」（実行委員会委員長相沢幹医学部長）、「『アイヌ人骨供養祭基金』について」（同窓会理事長今村哲二）を載せた³¹³。医学部同窓会が、解剖学第一講座・解剖学第二講座のかつての研究にかかわって3,000万円を募ることは相当に難事業であった。

以下に、それぞれの事項の重要な論点を摘記する。

「北大医学部が保管しているアイヌ人骨」は、発掘経緯の説明である。「[1933年12月] アイヌの医学的研究も、国によって研究対象に指摘された。これに伴って、昭和十年からアイヌの学術的研究のため、国、道の了解のもとで発掘されたものが、特に多数を占めているといわれる」と述べている。しかし、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会は「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」が研究テーマであり、発掘は1934年からであるという点に照らして、この記述は正確ではない。一方、「国、道の了解のもとで発掘」とは、他では見出せない記述である。

「アイヌ人骨の人類学研究上の重要性」では、アイヌ人骨は日本周辺の諸民族との比較研究、アイヌの民族的解明にとって重要な資料であり、「この意味に於いて、日本のみならず、世界的にも重要な資料」と、資料的価値を強調した。

「アイヌ人骨返還問題と北大及び北大医学部の対応」では、1980年11月から1981年6月までの海馬沢博との交渉過程と、医学部は「①人骨収集にあたっては、特段の違法性はない、②人骨はすべて学術研究以外は非公開であり、保管状況の閲覧、写真等の公開は出来ない、③国立学校は、法律上、いかなる宗教行事をすることも禁じられている、との見解を表明した」と述べた。先述したように、医学部のこの「見解」は、海馬沢博に対してのみなされたものである。したがって、「アイヌ人骨返還問題と北大及び北大医学部の対応」は、医学部の海馬沢博との対応を公にした唯一のものである。さらに、本報告書でも詳述した1982年6月以降のウタリ協会との交渉過程と納骨堂設置経緯を述べている。そして、「研究が終わったら返還する、慰霊碑を建てる、などの約束があったとするアイヌ関係者の証言もあるが、それを証明する書類などは、一切残っていない」との記述も、ここで初めて表出した。

「納骨堂の建立と第一回慰霊祭の挙行」は、納骨堂設置と供養祭開催経緯である。

「永年供養の問題」では、「将来、再び手に入れることの出来ない世界的にも極めて貴重な人類学研究上の学術研究資料」の保存と、「アイヌ民族の先祖の霊の供養」という重大な責任も生じたと、医学部同窓会における検討経過を記載した。

医学部長は、「アイヌ人骨供養祭基金募金のお願い」で、アイヌ人骨は「世界的にも極めて貴重な

人類学研究上の学術資産」であり、同時に「アイヌ民族の先達の霊を供養しなければならないという重大な責任」があると訴えた。

同窓会理事長は、『『アイヌ人骨供養祭基金』について』で、ウタリ協会の要求が「北海道新聞などマスコミの報道によって人権および民族問題として社会問題化するまで」にいたり、「〔発掘〕当時は関係当局および各個の許可のもとに行なった純学術的な研究がこの様な問題に進展するとは予想もしなかった……時勢の変遷を感じると同時に現状を厳粛に受け止めなければならない」と述べた。そのうえで、医学部長の同窓会への要請に協力するよう次のように呼びかけた。

……度々の理事会、評議員会において慎重に協議を重ねてまいりました。当然のこと乍ら、同窓会本来の仕事ではない等々の意見がその都度出されたものです。

しかし、すでにウタリ協会との合意ができており、マスコミにも報道されてその実行を迫られている母校の窮状を傍観すべきでないという多数のご意見によって

(一) 人類学的に極めて貴重な資料である

(二) 会則にある通り医学部に協力するのは同窓会の目的の一つである

との理解から全面的に協力することが本年六月十八日の臨時評議員会で決定いたしました。

……〔募金目標金額を〕万一実現できないときは社会的にも医学部の信を問われ兼ねないのであります。

同窓会理事長は、アイヌ人骨の資料的価値とマスコミの指弾を強調して、「同窓会本来の仕事ではない」と指摘のあった募金事業の推進を図った。

1987年3月23日、医学部はウタリ協会と供養祭基金について協議した。

医学部長が供養祭基金は2,165万円（同窓生関係から1,565万円、企業から600万円）であると説明して了解を求めたのに対して、ウタリ協会理事長は次のように述べた。

基金は未来永劫にわたり供養していくことが目的であり、その果実としては200万円が必要である。そのため当初から3千万円という構想のもとでやってきたのであり、納得できない。道の補助金50万円についてもいつまで続くか分からない。安定性のあるやり方としては、基金を積立てていくしか他に方法がない。医学部が一生懸命やってくれたのは理解できるが、医学部がもうこれ以上駄目だからこれで満足してくれというのは納得できない。医学部でこれ以上できないというのであればもっと視野を広げて北大全体という立場で足りない分の費用について考えてくれるべきではないのか。

大学とウタリ協会との間で、一筆確認書を取り交わした上で、保障さえしてくれば問題はない。もともと我々としては、北大としての責任問題を提起しているのであるから、その点をもっと真剣に考えて欲しい³¹⁴⁾。

医学部長は、納骨堂設置は大学の努力の結果実現したが、基金は医学部が「代表窓口」であり、「いくら大学全体の問題だといっても他学部にとっては縁の薄い問題であることも又、現実である」と応じて、この日は折り合いがつかぬまま終わった。

1988年3月9日、医学部はウタリ協会と「北大アイヌ人骨供養祭基金」について協議した。

相沢前医学部長は、募金は2,200万円にとどまり、「これ以上の募金は不可能」であり、医学部が国費で支出可能な事項に毎年40万円を負担すると述べた。ウタリ協会理事長は、「アイヌ人骨の保存にかかわる歴史的な経過とその問題、納骨堂建設、さらに基金の創設に至った経緯等については、医学部長及び関係職員が変わっても必ず正しく引き継がれるよう配慮されたい」と述べた。そのうえで、大筋には了解し、ウタリ協会理事会（3月17日）に諮って承認されれば、確認書を交わすと述べた³¹⁵⁾。

アイヌ人骨供養祭基金募金実行委員会は、当初設定した1985年7月1日～1986年7月31日との期間内には目標に達せず、期間を延長して1988年3月23日には募金を医学部に引き渡して解散した³¹⁶⁾。募金総額は24,206,600円に達した³¹⁷⁾。そこから郵送料・振込手数料と、すでに医学部が負担した1986～1988年の供養祭費用300万円を除き、残余の2,100万円を1989年以降の供養祭基金とすることとした。

1988年6月29日の協議を経て、8月4日に医学部とウタリ協会は、以下のような北海道大学医学部保管のアイヌ人骨の供養祭基金に関する「確認書」を交換した³¹⁸⁾。

確 認 書

北海道大学医学部保管のアイヌ人骨に係わる供養祭基金（以下「基金」という。）の引渡しに際して、社団法人北海道ウタリ協会（以下「甲」という。）と北海道大学医学部（以下「乙」という。）との間に次の事項を確認する。

記

1. 乙は甲に対して、当該基金2100万円を、昭和63年8月6日までにあらかじめ指定した金融機関口座へ振り込むものとする。
2. 甲は当該基金を善良なる管理のもとに運営すること。
3. 甲が行う、64年度以降の供養祭に要する経費の財源として、前期1の基金から生ずる利息をもって充当するものとする。
但し、63年度分については、乙は甲に対し別途100万円支払うものとする。
4. 昭和63年度以降実施される供養祭に係る資金計画は、昭和63年3月9日甲と乙との間で話し合いされた結果に基づくものとする。
但し、設営に要する経費については乙が負担するものとする。
5. 前記4の資金計画中に移動が生じたときは、甲と乙と改めて協議するものとする。
6. 乙は、アイヌ人骨の収集及びその保存並びに研究等にかかる歴史的経過とその問題、さらに納骨堂建設、前記1の基金の創設経過も含めて人事異動により関係職員が変わっても正しく継承されるよう配慮すること。

昭和63年8月4日

甲 社団法人北海道ウタリ協会

理事長 野村義一

乙 北海道大学

医学部長 広重 力

上記の「確認書」第4項で謳った「供養祭に係る資金計画は、昭和63年3月9日甲と乙との間で話し合いされた結果に基づく」という「資金計画」は、「北大アイヌ人骨供養祭基金」について³¹⁹⁾によれば、以下の概略である。

- ①1988年度の供養祭経費は、ウタリ協会運営費補助金の一部（50万円）、基金（100万円）、北大医学部助成（40万円）
- ②1989年度以降の供養祭経費は、ウタリ協会運営費補助金の一部（50万円）、基金利息（97万円）、北大医学部助成（40万円）

「確認書」第5項にある「資金計画に移動が生じたとき」は、1988年8月4日付「覚書」³²⁰⁾で以下のように確認されている。

覚書

社団法人北海道ウタリ協会と北海道大学医学部との間に交わした「確認書」の記5.中「前記4.の資金計画中に移動が生じたときは、」とは、「ウタリ協会運営費補助金の一部500,000円に移動が生じたとき」に限るものとする。

昭和63年8月4日

社団法人北海道ウタリ協会
理事長 野村 義一
北海道大学
医学部長 廣重 力

しかしながら、北海道大学医学部保管のアイヌ人骨の供養祭基金に関する「確認書」に記した「アイヌ人骨の収集及びその保存並びに研究等にかかる歴史的経過とその問題、さらに納骨堂建設、前記1の基金の創設過程も含めて人事異動により関係職員が変わっても正しく継承されるよう配慮する」という点を、医学部がいかにして「正しく継承されるよう配慮する」のかは、何ら明示的ではなかった。

明示的でないまま、医学部同窓会は、「昭和六十三年度供養祭に先立ち、^{ママ}廣重医学部長からウタリ協会に永代供養祭基金を贈呈し、永年の問題に決着をみることができた」³²¹⁾と報じた。

3. アイヌ人骨の返還

医学部は、1985年5月13日のウタリ協会との協議結果にもとづき、ウタリ協会旭川・釧路・帯広・三石・門別各支部の求めに応じて、アイヌ納骨堂収蔵アイヌ人骨を返還した。返還したアイヌ人骨総数は35体である。

〔北海道ウタリ協会旭川支部への返還〕

1985年7月22日のウタリ協会旭川支部・旭川アイヌ協議会の返還要求に応じて、8月7日に5体（「近文1」・「近文2」・「旭川1」～「旭川3」）を返還した。旭川支部は、返還された5体を火葬にして、納骨堂「殉郷殿」（旭川市旭岡6丁目、旭岡墓地内）に納骨した³²²⁾。

「アイヌ民族人体骨発掘台帳」によれば、近文の2体は解剖学第一講座が、旭川の3体は解剖学第二講座が収蔵していた頭蓋骨である。近文の1体は解剖学第一講座が1934年10月に発掘し、他の4体は警察・北海道大学の同僚がもたらした。発掘経緯を示す資料は見当たらない。

〔北海道ウタリ協会釧路支部への返還〕

医学部は、ウタリ協会釧路支部の返還要求に応じて、1985年8月29日、頭蓋骨7体（「釧路1」～「釧路5」・「釧路11」・「釧路12」）を携行して札幌を發ち、8月30日に釧路市春採生活館においてウタリ協会釧路支部へ返還した。

返還した7体は、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」及び発掘人骨台帳の単頁複写物112頁によれば、いずれも寄贈により、医学部が収蔵するに至った人骨である。解剖学第一講座は1体、解剖学第二講座は6体を収蔵していた。

釧路支部は8月30日に供養祭を行い、火葬後に「共同納骨堂」（釧路市紫雲台1番地、紫雲台公園墓地内）に納骨した³²³⁾。しかし、返還するだけで済んだわけではなかった。供養祭を終えて焼骨とする前に、医学部は武利誠支部長・山本多助から①頭蓋骨以外の骨の所在、②研究成果、③イチャルパ

の費用について問われている³²⁴⁾。

〔北海道ウタリ協会帯広支部への返還〕

医学部は、ウタリ協会帯広支部の返還要求に応じて、1987年11月24日、頭蓋骨19体を帯広市柏林台生活館に返還した。

返還した19体は、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」によれば、1963年11月に帯広市伏古共同墓地で解剖学第二講座が発掘した人骨である。

帯広支部は、その後頭蓋骨を火葬に付し、12月2日に帯広つつじが丘霊園ウタリ納骨堂（帯広市西25条南4丁目3番地）において納骨式を行った³²⁵⁾。

〔北海道ウタリ協会三石支部への返還〕

医学部は、アイヌ納骨堂におさめてあった三石町（現日高郡新ひだか町三石）に由来する頭蓋1体を、1995年8月8日、ウタリ協会三石支部に返還した³²⁶⁾。ただし、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」には、三石町発掘の人骨に関する記載はない。また、発掘経緯を示す資料も見当たらない。

〔北海道ウタリ協会門別支部への返還〕

医学部は、ウタリ協会を通じて、2001年8月27日付でウタリ協会門別支部（吉田昇支部長）から、3体のアイヌ人骨返還要請を受けた。門別支部長は、1989年度から地方改善施設整備事業による無縁墓地の改葬と無縁仏納骨堂（富川高台墓地内）の建立がなされ、2001年から門別支部のイチャルパを実施するのを機会に、医学部収蔵アイヌ人骨の返還を求めた。9月3日には返還報告のイチャルパ、9月4日には無縁仏納骨堂におさめるイチャルパを行う予定であった。

発掘人骨台帳の単頁複写物75頁によれば、解剖学第二講座が寄贈により3体（厚賀2体、門別1体）を収蔵していた。

生体機能構造学講座・生体構造解析学分野（旧解剖学第二講座）助教授の永島雅文が作成した報告書「アイヌ納骨堂安置遺骨の社団法人北海道ウタリ協会門別支部への引き渡し経緯」によれば、2001年9月3日、渡辺雅彦教授等とウタリ協会員1名の立ち会いのもと、アイヌ納骨堂から搬送した。同日、門別町役場において、門別支部員6人が立ち会いのもと、永島雅文助教授がアイヌ人骨（頭蓋）3体（「厚賀1」・「厚賀2」、「門別1」）をウタリ協会門別支部へ返還した³²⁷⁾。

ところが、医学部収蔵アイヌ人骨の照合調査（2010～2012年度）で、古人骨中に、返還したはずの「旭川1」（頭蓋）、「旭川2」（頭蓋・四肢骨）、「釧路5」（頭蓋・四肢骨）、「釧路11」（頭蓋）、「厚賀2」（頭蓋）が存在していることが判明した。これら5体をおさめていた頭蓋骨箱の表示（地域・番号）は、いずれも「アイヌ民族人体骨発掘台帳」の記載内容と同一であった。四肢骨箱中の紙片（荷札）の記載内容も、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」の記載内容と合致した。

返還した35体は、アイヌ納骨堂にそれとして収蔵していたアイヌ人骨だったというほかはないが、以下のような問題を含んでいることを看過できない。

旭川に返還した5体に関するメモランダム「アイヌ頭蓋又は頭蓋骨について」（児玉譲次作成、1985年8月3日）では、「旭川1」・「旭川2」は以下のように記してある。

旭川1	成年	性不明		頭蓋
旭川2	成年	性不明	左側・側頭骨のみ	頭蓋骨 ³²⁸⁾

先述したように、古人骨中の「旭川1」は頭蓋、「旭川2」は頭蓋・四肢骨である。返還した「旭川1」・「旭川2」が古人骨中の「旭川1」・「旭川2」の一部、またはその逆ということはありません。両者は、別個体のアイヌ人骨である。

釧路に返還した7体に関するメモランダム「釧路 アイヌ頭蓋 報告書 昭和60年8月26日（月）」

(児玉譲次作成)では、タイトルにあるように7体すべてが頭蓋であった³²⁹⁾。先述したように古人骨中の「釧路5」・「釧路11」はいずれも頭蓋である。返還した「釧路5」・「釧路11」が古人骨中の「釧路5」・「釧路11」の一部、またはその逆ということはありません。両者は、別個体のアイヌ人骨である。

門別に返還した3体は、永島雅文「アイヌ納骨堂安置遺骨の社団法人北海道ウタリ協会門別支部への引き渡し経緯」によれば、いずれも頭蓋であった。先述したように、古人骨中の「厚賀2」は頭蓋である。返還した「厚賀2」が古人骨中の「厚賀2」の一部、またはその逆ということはありません。両者は、別個体のアイヌ人骨である。

しかしながら、古人骨中に5体が混在していた事情を知りうる資料は見出せない。

このような事態に立ちいたったのは、1984年にアイヌ納骨堂に移送した際に、解剖学第一講座・解剖学第二講座が、発掘・収蔵していたアイヌ人骨すべてを、1体毎に原本たる発掘人骨台帳と照合して確認する手続きをとらなかったからである。そもそもは、解剖学第一講座・解剖学第二講座が、アイヌ墓地・旧アイヌ墓地の発掘とアイヌ人骨の収蔵において、1体毎の正確な記録を作成していなかったことに起因する。

そして、アイヌ納骨堂におさめた後の根本的な問題は、医学部が「アイヌ人骨の収集及びその保存並びに研究等にかかる歴史的経過とその問題」を検証しようとしなかったことである。

Ⅲ－４．医学部改修と収蔵アイヌ資料の管理

1. 医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座の研究体制の転換

1－1. 医学部解剖学第一講座の研究体制の転換

医学部解剖学第一講座は、1977年に松野正彦教授が急死し、1978年には神経解剖学を専門とする井上芳郎が教授に就いた。解剖学第一講座においては、従来松野正彦が進めていた形質人類学的研究は、これを機に神経解剖学へと転換した。2007年には、教育研究内容にそくして講座名を先端医学講座・神経生物学分野へと改編した³³⁰⁾。同講座収蔵アイヌ人骨等は、1984年にアイヌ納骨堂へ移送してあった。

1－2. 医学部解剖学第二講座の研究体制の転換

解剖学第二講座は、1998年に生体機能構造学講座・生体構造解析学分野へと改編し、神経解剖学を専門とする渡辺雅彦が教授に就いた。その後、2003年に機能形態学講座・解剖発生学分野、2007年に解剖学講座・解剖発生学分野へと改称した。1998年を機に解剖学第二講座の研究内容は、それまでの人類学的研究から遺伝子や分子を基盤とした形態発生学・神経解剖学的研究へと大きく変わった³³¹⁾。

2. アイヌ納骨堂における頭蓋骨箱の管理

2002年8月2日、第19回イチャルパ終了後に、医学部長・事務長はイチャルパ参加男性から「遺骨の発掘場所等について詳しく知りたい旨について申し出」を受けている。その後、医学部長は、北海道新聞社記者の取材を受けた。記者の質問中に、「遺骨の一部がプラスチック箱に保管されていることについて」があった。医学部長は「改善の方向で検討する」と応じたという³³²⁾。

翌8月3日付『北海道新聞』（夕刊）は、「アイヌ民族遺骨300体超／北大、ずさん管理」と見出しを掲げ、次のように報じた。

アイヌ民族の遺骨九百六十九体のうち、三百体を超すとみられる遺骨が、プラスチックの箱に詰め込まれ、ずさんな形で保管されていることが二日、分かった。北大は「適切でなかった」と非を認め、同日、道ウタリ協会に「安置方法を改める」と伝えた。

同日、北大で行われた道ウタリ協会主催の十九回目の慰霊祭「イチャルパ」で、北大と同協会が納骨堂の内部を公開した。

遺骨が入っていたプラスチックの箱は三、四十センチ四方で二百四箱。釧路、樺太など遺骨の収集地とみられる地名と番号を箱にシールで張り、棚に五段から六段にわたって積まれていた。同じ箱に二、三体の遺骨が入っている箱もあった。

納骨堂にあるこれ以外の遺骨は木箱に入り、白い布で覆われていた。

西信三北大医学部長は道ウタリ協会に「適切な管理ではなかった。すぐに安置の方法を検討し直す」と約束した。

また、北大が遺骨の発掘場所の詳細を明らかにしていないため血縁者が特定されず、引き取りが進んでいないことについて、道ウタリ協会が「誠実な対応」を求めたのに対しては、「発掘場所について調査して回答する」と答えた。

同協会の秋田春蔵理事長は「アイヌ民族の先祖の墓が掘り起こされて標本にされ、いまだに安置のされ方もむごい。悲しい限りだ」と話し、早期改善を求めている³³³⁾。

医学部事務長は、①「遺骨の一部がプラスチック箱に保管されているのは、当納骨堂が設置された当初からである」、②「ウタリ協会から改善の申し出のあったことはない」、③「ウタリ協会から申し出はないが、これについてはプラスチック製の箱を木箱に変える等の措置を早急講ずる」、と記している³³⁴⁾。

3. 医学部改修に伴う収蔵アイヌ資料の管理

解剖学第二講座は、アイヌ人骨（頭蓋骨、四肢骨）を1984年にアイヌ納骨堂に移送したが、膨大な量の古人骨、遺物（古人骨に関連する発掘品及びアイヌ副葬品）が、研究資料として利用することもないままに、未整理の状態、解剖学第二講座の頭蓋計測室（313号室）・骨格計測室（315号室）・書庫（317号室、いずれも医学部基礎医学実験研究棟〔北研究棟〕の3階）、解剖学第二講座の書庫（215号室、医学部基礎医学実験研究棟〔北研究棟〕の2階）に保管してあった。

1998年以降、旧解剖学第二講座を後継した講座（生体機能構造学講座・生体構造解析学分野）は、研究体制の転換にともない、新たな研究スペースの確保が課題となった。旧解剖学第二講座が収蔵した古人骨・遺物を医学部建物内の他のスペースへ移動する以外、後継した講座には方途はなかった。

生体機能構造学講座・生体構造解析学分野は、1999～2000年にかけて、上記4室の収蔵資料を、医学部旧R Iセンター2階の化学実験室・生物実験室・物理実験室・測定室へ移動した。旧R Iセンターは、1979年以降、医学部標本庫として利用されていた建物である。移動方法は、付随する紙片（ラベル、荷札等）が散逸しないように、頭蓋骨は一個体毎に布袋に詰めて、元の四肢骨箱に数袋毎おさめた状態で移動した。遺物は、まとまりをくずさないように、そのまま移動した。

医学部では、2003年から建物耐震改修工事が着工することとなった。改修工事に際して現有施設の退避が始まり、旧R Iセンターも現有施設の移転先とされた。それにより、旧R Iセンター2階の化学実験室・生物実験室・物理実験室に保管してあった旧解剖学第二講座収蔵の古人骨・遺物も再移動することとなった。機能形態学講座・解剖発生学分野は、頭蓋骨は木箱に入れ直したうえで、局所解剖実習室（106号室、医学部基礎医学実験研究棟〔北研究棟〕の1階）へ再移動した。その後、かねて古人骨に関心のあった総合博物館からの整備・利用の申し出に応じ、旧解剖学第二講座収蔵の古人

骨・遺物を、2003年12月25日医学部局所解剖実習室から総合博物館へ移送した。

2005年、旧R Iセンターの改修工事を進める際に、同センターの2階の測定室に副葬品28箱を保管したままであることが判明した。

機能形態学講座・解剖発生学分野は、医学部改修工事のさなかで、副葬品28箱の保管場所を確保できないまま、プラスチックケースに詰め直して、医学部車庫に仮移動した³³⁵⁾。

これ以降、アイヌ人骨を含む人骨全般と遺物の管理は、医学部事務部が所掌することとなった。

2008年度末、医学部事務部は、車庫の中に青色シートで包まれた副葬品28箱があることを把握した。医学部事務部は、副葬品28箱を医学部管理棟地階へ移動し、整理・保存作業を施すために2009年7月23日に総合博物館へ移送した。

総合博物館において整理・保存作業を進めている過程で、古人骨中にアイヌ人骨が混在していることが判明した。北海道大学と医学部は、古人骨中のアイヌ人骨を、総合博物館の整理作業進捗に応じて医学部へ移送して管理することを2012年1月24日に決定し、2012年3月19日及び4月25日に総合博物館から医学部へ移送した³³⁶⁾。

その後は、古人骨中のアイヌ人骨は、医学部収蔵アイヌ人骨と一体的に管理する体制のもとにある。

4. 北海道ウタリ協会・北海道アイヌ協会への人骨台帳の提供

医学部は、2002年10月28日付のウタリ協会理事長名文書「北海道大学アイヌ納骨堂について」³³⁷⁾を受領した。

北ウ第189号
平成14年10月28日

北海道大学大学院医学研究科長
西 信三様

社団法人北海道ウタリ協会
理事長 秋田春蔵

北海道大学アイヌ納骨堂について

日頃からアイヌ納骨堂の維持管理、さらには毎年のイチャルパの準備や実施につきましてご理解とご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、当協会といたしましては、遺骨の安置方法などにつきまして、次のとおり特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 納骨堂の清掃及び換気について

納骨堂の清掃、換気を定期的（年に数回程度）に行っていただきたい。

2. 納骨の方法について

プラスチック容器に収められている遺骨については、可能な限り個々に木箱に納め、白布に包んでいただきたい。

また、既に木箱に納められている遺骨についても、同様の措置をいただきたい。

3. 遺骨に関する情報の提供について

1,004体の遺骨の管理の状況（台帳等）や個別の情報（地域、性別、年齢など）についての情報提供をいただきたい。

医学部は、清掃・換気についてはただちに対応したと考えられる。2003年7月4日には、プラスチック箱におさめてあった頭蓋骨約300体を木箱に移し替え、すべての頭蓋骨箱を白布で包んだ。

しかし、ウタリ協会から求められた「遺骨の管理の状況（台帳等）や個別の情報（地域、性別、年齢など）についての情報提供」には応じなかった。

医学部事務部は、2006年7月26日、ウタリ協会事務局から、上記2002年10月28日付「北海道大学アイヌ納骨堂について」（複写）を添えたFAXを受信した。FAX送信文には「先にお話ししておりました、平成14年度の依頼文書について、別紙のとおりお送りいたします。1、2の項目につきましては、すでに対応をいただいておりますので申し添えます。」と記載されていた³³⁸⁾。

ウタリ協会事務局は、電話でアイヌ人骨台帳の提供を督促したが、医学部庶務係は「平成14年度の依頼文書」を把握していなかったため、同依頼文書を添付してFAXを送信した。

医学部は、ウタリ協会から改めて、アイヌ人骨台帳の提供を求められたのである。医学部は、庶務係を通じて2006年7月下旬にウタリ協会に、「調査に時間がかかる」と電話で連絡した³³⁹⁾。

2002年10月28日付ウタリ協会理事長名文書を受領してから既に4年近くが過ぎていた。電子ファイルホルダー「発掘人骨台帳（抜粋）」と、「旧解剖学第二講座関係資料」内のプリント〔①「アイヌ納骨堂遺骨配置図」（2006年作成、ハードコピーに書き込みをしたものの複写物）、②「事前調査」（2006年10月2日作成、ハードコピー）〕から判断すると、医学部事務部は、ウタリ協会へ対応しようとして、下記の手順で作業を行った。

〔手順1〕2006年9月、Excelファイルホルダー「骨分類調査後（15.6.10）」（2003.6.10ログ）をもとに打合せを行った。

〔手順2〕2006年9月25日、アイヌ納骨堂内の頭蓋骨箱の内容を調査し、「十勝太」と「不明1」の2箱が空箱であることを確認した。同時に複数の頭蓋骨がひとつの箱におさめられている例もあることを確認した。

〔手順3〕2006年10月2日には、アイヌ納骨堂内の四肢骨箱の内容を調査し、箱内には複数体がおさめられていることを確認した。Excelファイルホルダー「骨分類調査後（15.6.10）」（2003.6.10ログ）に入力された発掘番号、すなわち発掘人骨台帳記載の発掘番号と、四肢骨箱の記載番号が合わない例もあることを確認した。

〔手順4〕2006年9月・10月に実施したアイヌ納骨堂内の確認調査から、Excelファイルホルダー「骨分類調査後（15.6.10）」（2003.6.10ログ）は、アイヌ納骨堂収蔵人骨の現状（個体数・状態）を網羅するデータではないと判断した。

〔手順5〕医学部事務部は、アイヌ納骨堂内の記録を作成する作業を始め、骨箱配置の現況をリスト化した。2006年10月6日には、四肢骨箱名毎のリスト（Excelファイル「骨（頭骨以外）調査用」）を新たに作成した。10月25日には、Excelファイルホルダー「骨分類調査後（15.6.10）」（2003.6.10ログ）と頭蓋骨箱名とを重ね合わせて、改めて、頭蓋骨箱名毎のリスト（Excelファイル「アイヌ人骨整理簿」）を作成した。いずれも、Excelファイルホルダー「18.10.25ウタリ協会提出用」（2006.10.25ログ）に保存した。

〔手順1〕～〔手順5〕の過程を経て、医学部事務部は、アイヌ納骨堂収蔵の頭蓋骨は929体と集計した。2006年12月8日には、「アイヌ人骨整理簿」を、個人名等の個人情報を伏せたExcelファイル

「遺骨資料最終版（18.12.8）」に再構成して、ウタリ協会への提出に備えた。

しかし、医学部は、ウタリ協会の求めには応じなかった。その間の事情は不詳である。

医学部は、ウタリ協会との上記にわたる応答を、総長・理事及び事務局に報告していない。

2008年、北海道大学がアイヌ人骨台帳に関する文書開示請求を受けた際、総長・理事及び事務局は、1982年以降に医学部がウタリ協会とどのような交渉過程を経ているのかを把握せずに、医学部にアイヌ人骨台帳の提出を求めた。医学部事務部は、Excelファイルホルダー「骨分類調査後（15.6.10）」（2003.6.10ログ）と発掘人骨台帳、あるいは「アイヌ民族人体骨発掘台帳」とは別の発掘人骨台帳複写（高解像度の複写物）とを照合して訂正したExcelファイルホルダー「20.1.24情報公開」（2008.1.24ログ）を作成した。医学部は、Excelファイルホルダー「20.1.24情報公開」（2008.1.24ログ）を事務局へ提出した。2008年3月4日、北海道大学は、Excelファイルホルダー「20.1.24情報公開」（2008.1.24ログ）をもとに作成した「アイヌ人骨台帳」（ハードコピー）《資料12》を開示した。同日、北海道大学は、ウタリ協会が再三提示を求めていたことを知らないまま、開示したものと同一の「アイヌ人骨台帳」を、ウタリ協会に手交した。

2009年9月16日、北海道大学は、事務局総務企画部総務課が所蔵していた「アイヌ民族人体骨発掘台帳」を開示した。同日、北海道大学は、開示したのと同じの「アイヌ民族人体骨発掘台帳」を、アイヌ協会に送付した。

IV. 総括

IV-1. アイヌ墓地発掘・アイヌ人骨収蔵経緯

1. アイヌ墓地発掘に関する記録

解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ墓地発掘に関する記録は、①医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」、②発掘人骨台帳の単頁複写物、③電子ファイルホルダー「発掘人骨台帳（抜粋）」(Microsoft Excel様式)、④静内発掘No.1～No.166の整理リスト（ハードコピー）が存在する。①②③はいずれも、解剖学第二講座が作成した発掘人骨台帳の部分的な複写・転写物、④は野帳（フィールド・ノート）からの転写物と考えられる。しかし、現在、発掘人骨台帳・野帳の所在は不明である。

一次資料と呼べるものは、医学部収蔵アイヌ人骨の頭蓋骨箱・四肢骨箱内の紙片・木札、発掘現場において撮影した講座関係者旧蔵写真、解剖学第一講座・解剖学第二講座の教室日誌が存在するに過ぎない。しかも、いずれもアイヌ墓地発掘全体を網羅して記録した資料ではない。

2. 北海道帝国大学医学部解剖学第一講座（山崎春雄教授）によるアイヌ墓地発掘

北海道帝国大学医学部におけるアイヌ墓地発掘は、1931年に解剖学第一講座（山崎春雄教授）が、浦河郡浦河町杵臼共同墓地を発掘したのが嚆矢である。解剖学第一講座による発掘の意図と契機は不詳である。

発掘に関する記録は、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」、発掘人骨台帳の単頁複写物（111～113頁）、電子ファイルホルダー「発掘人骨台帳（抜粋）」内にあるファイル「第一解剖移管」（解剖学第一講座から解剖学第二講座に移管した人骨のリスト）、発掘現場の写真である。

単頁複写物（111～113頁）及びその転写ファイルである「第一解剖移管」には、遺族・近親者しか知り得ない被葬者氏名・没年・埋葬時等を記してある事例がある。伊藤昌一は、「身許の明らかな遺骨の発掘が遺族の承諾のもとに行われた」と述べており、発掘は被葬者の遺族・近親者の了解を得て行ったと考えられる。

1933年には平取町でアイヌ墓地を発掘した。当時の新聞は、アイヌからの寄贈を受けた発掘と伝えている。寄贈による発掘は、被葬者顕彰碑除幕式典に参列して、祝辞を読んでいる山崎春雄の写真からも窺うことができる。

解剖学第一講座による発掘は、遺族の承諾、アイヌからの寄贈のもとに行われたと考えられる。

3. 北海道帝国大学医学部解剖学第二講座（児玉作左衛門教授）による旧アイヌ墓地発掘

解剖学第二講座（児玉作左衛門教授）による旧アイヌ墓地発掘は、1934年5～7月に山越郡八雲町遊楽部において、土地所有者、アイヌ住民、土地管理者（町）の要請や了解のもとに、旧アイヌ墓地を発掘したのが嚆矢である。旧アイヌ墓地発掘は、日本学術振興会総合研究「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」（1933～1937年）に児玉作左衛門が参画したことを契機とし、「アイヌの人種的帰属」を究明する意図のもとになされた。児玉作左衛門は、総合研究の一環として、1938年までの間に、八雲町遊楽部・長万部町・浦幌町愛牛・八雲町落部村・森町・樺太・千島において旧アイヌ墓地を発掘した。